

# 地域ぐるみの鳥獣被害対策推進業務委託 企画提案募集要領

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

## I 募集

### 1 業務名称

地域ぐるみの鳥獣被害対策推進業務委託

### 2 目的

県内における鳥獣による農作物被害額は、平成22年度をピークに減少傾向にあったが、依然として高い傾向にあり、特に中山間地域では、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加につながるなど、重要な問題となっている。

そのため、本県では、野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、鳥獣のエサやひそみ場を農地や集落から無くすことで鳥獣を寄せつけない「えづけSTOP!対策※」の実践を通じた「地域ぐるみの鳥獣害対策」を推進しているところである。

本事業は、地域における「えづけSTOP!対策」実践に向けた人材育成及び取組み支援と、周知啓発を図ることを目的とする。

※ 「えづけSTOP!対策」について

野生鳥獣は、「えさ」があり、安全に隠れられる「ひそみ場」があると、安全に食物が得られる場と学習してしまう（えづけ）。このため、野生鳥獣のえさとなるものを排除し、ひそみ場となりえる場所の除去を行うことを「えづけSTOP!対策」としている。

### 3 業務内容

別添「地域ぐるみの鳥獣被害対策推進業務委託標準仕様」のとおり  
なお、この仕様書は業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

### 4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

### 5 業務の形態

提案公募による随意契約（企画コンペティション方式）

### 6 業務執行体制

2人を担当者とする。

### 7 成果品

次の項目を含む実績報告書（紙媒体1部、電子媒体1部）を提出すること。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果
- (3) 制作物（版下データを含む。）
- (4) その他参考資料

## 8 権利

委託業務に関する全ての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

## 9 契約保証金

熊本県会計規則第77条の規程により納めることとする。ただし、熊本県会計規則第78条各号に該当する場合は免除することができる。

## 10 予算額

6,800千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

# II 応募

## 1 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (7) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

## 2 応募等スケジュール

(1) 公告 (県HP)	令和8年7月 2日 (木)
(2) 質問書提出期限	令和8年7月10日 (金)
(3) 選定審査の参加申し込み期限	令和8年7月17日 (金)
(4) 企画提案書の提出期限	令和8年7月24日 (金)
(5) 結果通知	令和8年7月31日 (金) 以降
(6) 契約内容協議・契約締結	令和8年8月 (予定)
(7) 事業開始	令和8年8月 (予定) ※契約締結後
(8) 委託完了	令和9年3月12日 (金)

## 3 質問

今回の業務委託に係る質問は、別添様式1「質問書」に必要事項を記入のうえ、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年(2026年)7月10日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法：むらづくり課担当あて、郵送、持参又はメールにより提出する（電話による質問には回答しない）。
- (3) 回答方法：県は質問を受付後、回答を熊本県ホームページに掲載し、他の企画応募者にも情報提供する（社名・担当者名等は明らかにしない）。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接にかかわる場合は、質問者にのみ回答する。

## 4 参加申込書の提出

今回の提案公募に参加を希望する場合は、別添様式2「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年(2026年)7月17日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法：むらづくり課担当あて、郵送、持参又はメールにより提出する。

## 5 提案書の提出

### (1) 提出書類

ア 別添様式3「企画提案書・添付文書」

イ 企画提案書

※下記の項目は必ず記載すること。

(ア) 「えづけSTOP!対策」実践塾(講座)の企画運営

(イ) 「えづけSTOP!対策」アドバイザー派遣によるフォローアップ業務

(ウ) 有害鳥獣捕獲者育成研修の実施

(エ) 鳥獣被害対策に係る技術普及・啓発動画の作成支援

ウ スケジュール

エ 経費一覧(業務内容に対し見積価格が適当であるか判断するため、可能な限り詳細に記載すること)

オ 略歴と体制図

カ 類似業務実績(契約相手方、契約期間や業務内容等が分かる契約書等の写しを添

付しても可)

キ 別添様式4「事業者の取組に関する申出書」(該当する添付書類がある場合は、併せて提出すること)

※ア及びキ以外の様式は自由。ただし、原則A4版(イラスト等を使用する際はカラー印刷をすること。文字のみの場合はモノクロでも可)で作成し、イ〜クにはページ番号をつけること。

(2) 提出部数：5部

(3) 受付期間：令和8年(2026年)7月 2日(木)から  
令和8年(2026年)7月24日(金)午後5時まで

(4) 提出方法：むらづくり課担当あて、郵送または持参による(期間内必着)

### III 選定

#### 1 選定方法

参加者から提出のあった企画提案書の内容について、審査員が「審査基準」に基づき審査を実施することとし、最も評価の高い者を契約の相手方として選定する。

なお、審査は企画提案書の書面審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

#### 【審査基準】

項目	確認内容
I 普及・啓発、 企画内容	熊本県の鳥獣被害の現状、地域の実情に対応した内容になっているか。
	目的及び仕様書に沿った内容になっているか
	手法は、効果的・効率的で、実行可能な内容になっているか。
II 追加提案	その他、目的を達成するための追加提案があるか。
III 実施体制 及び スケジュール	着実に実行できる体制となっているか。
	全般的に合理的で具体的なスケジュールとなっているか。
	業務内容に対し、見積価格は適当か。
	過去の類似業務の実績はあるか。
IV 事業者の取組	①熊本県ブライ企業認定を受けているか。
	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(R8年度又はR7年度)がある、または、③協力雇用主登録制度に登録がある。
	④事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(業務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または⑤森林吸収量認証書の交付実績(R8年度又はR7年度)はあるか。
	⑥熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録している。
	⑦熊本県SDGs登録制度に登録している、または⑧パートナーシップ構築宣言に登録しているか。

## 2 採否の通知

選定委員会終了後、応募者へ速やかに通知する。

## 3 契約

審査により最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、審査の評価において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

## IV その他

### 1 主催及び事務局（提出先）

【主催者】 熊本県

【事務局】 熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【担当者】 眞方（まがた）

メール：magata-k@pref.kumamoto.lg.jp

TEL：096-333-2416

### 2 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。
- (5) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを執行する。
- (6) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるため、了解のうえ応募すること。
- (7) 県と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。